

新高教発第36号
2020年7月7日

支部長 様
分会長 様
本部執行委員 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田裕史

臨時・非常勤教職員アンケートについて

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、2017年5月17日に地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月より会計年度任用職員制度に移行しました。この1年前の地公労交渉、任命権者交渉で臨時・非常勤職員の処遇改善を求めて来ました。そのため臨時・非常勤教職員アンケートを2018年、2019年と実施し、持ち時数や授業以外の業務時間、改善要求などを集約して交渉で実現するよう活用してきました。

臨時教職員の離職期間の撤廃は実現し、非常勤講師の成績処理業務に手当を支給することなど前進した面もありますが、引き続き要求していくべき課題を集約しながら、今後の検証・交渉に活用するため、下記のように臨時・非常勤教職員アンケートにとりくむことを要請します。

記

1. とりくみ期間 2020年7月8日（水）～7月31日（金）
2. 対象者 臨時・非常勤教職員
3. とりくみ方法
 - ①分会役員は別紙アンケート用紙を対象教職員に配付し協力をお願いする。
(アンケート用紙は提出日と提出役員名を書いて、チラシはそのまま増す刷りして下さい)
 - ②協力いただいたアンケート用紙を8月3日（月）までに本部に提出・郵送願います。

新潟県高等学校教職員組合（新高教）本部作成

臨時・非常勤教職員アンケート（2020年7月実施）

分会名

7月31日までに担当者 （役職名 ）に出して下さい

I. 臨時職員の方へ伺います（別紙速報を参照願います）

Q 離職期間について昨年のアンケートでも離職期間に補習授業や部活動指導などあったとする報告がありました。交渉により他県で離職期間の短縮・撤廃が進んでいたことから、2009年に「1か月」から15日へ短縮し、2018年度からは7日まで短縮し、ようやく2020年度から撤廃することができました。今年度の採用期間など問題、要望はありませんか？

Q 離職期間が撤廃され、社会保険も地方公務員共済制度が適用されることとなりました。問題、要望はありませんか？

Q 給与の上限（教育職の方は1級73号給275,500円）の撤廃を組合は要求しています。他県でも検討を始めていることが昨年の交渉で明らかになっています。勤務年数による昇給を実現するためにもご意見をお書きください。

Q 休暇制度が一部改善しましたが、私傷病休暇など「無給」となっています。有休取得を求めています。実態や要望をお書きください。

Q その他、臨時職員の方々の勤務労働条件に関して要望・意見をお書きください。

Ⅱ. 非常勤教職員の方へ伺います(別紙速報を参照願います)

Q 非常勤講師の方の授業単価を引き上げるよう要求していきましたが、改正に至りませんでした。富山県や石川県など 2800 円台になっており、2460 円は全国最低と県教委も認めています。授業単価の引き上げについて意見や要望をお書きください

Q 会計年度任用職員制度で、窓口業務など週 29 時間以上勤務者に一時金(6 月、12 月とも 1.3 月分)が支給されることになりましたが、非常勤講師の方々は 1 校当たり 14 時間が上限となっており支給されないこととなりました。1 時間当たりの授業を前後の時間も含めてカウントする県もあることから交渉でもその検討も求めてきました。一時金の支給について要望意見をお書き下さい。

Q 授業単価及び一時金の支給で前進できなかったことから、改善要求の多かった問題作成、成績処理を業務として認めさせる交渉を強化しました。その結果、週当たり授業時数で段階的に成績処理業務に報酬を支払うこととなりました。交渉では年間 6 回をモデルパターンも示して説明していましたが、試験回数で 5 回とした校長もいたとの報告があり県教委に指導させました。成績処理業務に関して問題点・要望意見はありませんか。

Q 新型コロナウイルス感染症による臨時休校中の勤務について別紙のように認めさせることができましたが、4 月以降実績休になったことも含めて問題や改善点はありませんか。

Q 学校業務について、昨年度のアンケートでも問題作成や成績処理に校務パソコンが必要、生徒指導等情報が無い、辞令が遅い・勤務条件に対する説明がないなど切実な声が届いています。学校勤務の課題を教えてください。

Q その他、非常勤教職員の方々の勤務労働条件に関して要望・意見をお書きください。